

広報

こうら



甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

鬼は～そと！ 福は～うち！



(甲良東保育センターの様子)

(甲良西保育センターの様子)

豆をまいて1年の邪気をはらい、無病息災を願いました。
この1年間元気に健康で過ごせますように・・・。

3 甲良町ビーチボール大会	12 乳幼児健診カレンダー
5 甲良町総合計画審議会	16 後期高齢者医療制度
8 町職員の給与と人事の運営	20 水田農家の皆様へ

2010

3

議 会

2月5日臨時議会において 甲良町議会の新副議長が決まりました。



新副議長

かなざわ ひろし
金澤 博

住 所 尼子756番地6
生年月日 昭和21年9月5日
当選回数 1回
政 党 無所属

協 定

エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定締結

1月27日(水)町長室において、(社)滋賀県エルピーガス協会犬上支部とエルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定を締結しました。

この協定により、町内に地震などの災害が発生した場合に、作業資機材や労力およびエルピーガスの供給などの提供を同支部に要請することができ、同支部は通常業務に優先して作業にあたっていただくこととなります。木村支部長は「安全安心のまちづくりのため、何か役に立ちたいと、この協定を申し入れました」と話されていました。



甲良
養護学校

金屋老人会ともちつき交流会 (2月2日)

自分たちが収穫したもち米を使って、もちつき交流会が金屋老人会のご協力をいただき金屋公民館で行われました。

田植え、稲刈り、そして冬のもちつきという一連の学習のまとめとして、もち作りを楽しみました。ゆずが入ったもちをついたり、きなこもちを作ったりと地域の方々との親睦を深めました。



スポーツ

第10回 甲良町ビーチボール大会

スポーツ
NEWS

去る、2月14日(日)甲良中学校体育館に於いて、「甲良町ビーチボール大会」が行われました。今大会で、10回目の開催となりました。ビーチボール大会が継続して開催してこられたのも、地域のスポーツとして受け入れられ、多くの方に支えられてきたからではないかと思えます。

記念すべき大会には、16チームと昨年度より参加チームは少なくなりましたが、白熱した熱戦が展開されました。また、新たな賞が追加されビーチボール以外でも楽しめる要素が増え、参加者の皆さんも充実した一日を過ごすことが出来ました。スタッフの皆さんも大変お疲れ様でした。結果は次のとおりです。

チャンピオンの部 【優勝】 フーテンの高虎さん 【準優勝】 風 神
エンジョイの部

【優勝】 リベンジ「金屋公民館」
【元気はつらつ賞】 スーパーモデル

【頑張ったで賞】 金澤 家
【ナイスネーミング賞】 熟したサクランボ250才



チャンピオンの部 優勝
フーテンの高虎さん



エンジョイの部 優勝
リベンジ「金屋公民館」

ふるさと
交流村

犬上地域の特産品 最終回は甲良町からです。

甲良町の大豆

甲良町では、水田の有効活用として麦跡大豆の作付を推進しており、麦跡の8割弱を占めています。また、これを活用した農産物加工も行われており、「まめな生活自然派女性ねっと」では、地元産の大豆と野菜を使った、手作りのぬくもりがある豆腐、コロッケ、お惣菜、豆乳を使用したお菓子(ドーナツ、かりんとうなど)を作っています。

また、おいしい甲良米のかやくご飯、お弁当も作っています。お弁当は、午前10時までにご用意いただければ、甲良町内のみ当日正午までに配達させていただきます。ぜひ、みなさまでご賞味くださいませ。

なお、加工食品のシリーズである「お豆のこころ」「バサラ大名」は、商標登録を取得して販路開拓をすすめています。



バサラ大名弁当(450円)



おからコロッケ



安心・安全な地元産のお豆を
多くの人に伝えたい...



営業日 毎週 水・金曜日

営業時間 11:30~16:00

場 所 「お豆のこころ」甲良町役場の北側、
商工会館の隣です

注文・問い合わせ先 まめな生活自然派女性ねっと
(甲良町商工会内)

電話38-3530 FAX 38-3977

誕生日

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



うえだ ゆずき
上田 夕葵ちゃん
3月2日生(北落)



おおの ゆあ
大野 結愛ちゃん
3月6日生(法養寺)



まるやま だいや
丸山 輝也ちゃん
3月10日生(法養寺)



ばんどう かえで
阪東 楓ちゃん
3月17日生(下之郷)



やまもと ひよりちゃん
山本 ひよりちゃん
3月23日生(横関)



もり まなか
森 愛花ちゃん
3月30日生(呉竹)

平成22年5月号『天使のほほえみ』への掲載希望(Ｈ21年5月生のお子さん)の方は、3月23日(火)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。
問合先 総務課 ☎38-5061 保健福祉センター(保健師) ☎38-3314



お知らせ 青少年育成町民会議の常任委員さんの紹介

今年度、甲良町青少年育成町民会議では規約を改正し、常任委員は教育長が委嘱することになりました。遅くなりましたがこの場をお借りしまして、常任委員さんを紹介させていただきます。

なお、常任委員は地域の教育力を高めるために、各集落において子どもとのふれあい活動等の推進に携わっています。

(敬称略・順不同)

藤居 桂三(会長) 日下 和子(副会長 小川原 ※)
松居 光宣(在士) 上野 善久(下之郷) 北川 勝(尼子) 土田 久幸(呉竹)
上田 武彦(北落) 片岡 尚子(金屋) 廣川八重子(正楽寺) 谷口 信明(池寺)
中西かず子(長寺東) 山田 泰人(長寺西) 松原 久司(法養寺) 奥川 義久(横関)

※副会長は字兼任

総合計画
審議会

第4回甲良町総合計画審議会で答申を検討される



答申案について説明する小貫会長



第4回甲良町総合計画審議会の様子

2月18日(木)19時から、甲良町公民館2階多目的ホールで、第4回甲良町総合計画審議会が開催されました。

これまで3回の審議会が開催され、基本構想(案)、基本計画(案)について審議。

その中で、農業や防災、福祉など将来の甲良町を考えるために、審議会委員からご意見が出されました。第4回審議会では、これまでの審議を経て、甲良町新総合計画について、審議会の答申の内容について審議されました。

審議では、「当審議会に提示された甲良町新総合計画(案)は、今後、町民が行政と協働しながら、自ら考え、行動し、議論を重ねつつまちづくりに取り組む、新たな第一歩を踏み出す素地を作り出したと考え、おおむね妥当なものと判断」との意向が答申に盛り込まれることになりました。さらに、この答申には、付帯意見が添えられ、総合計画の実施に際しては、時代変化に則するとともに、「地域力」を高め、豊かなまちづくりに資するように要望がされました。

<甲良町総合計画審議会答申は、甲良町ホームページからご覧いただけます。> <http://www.kouratown.jp/>

まちづくり
セミナー

甲良町新総合計画を考えるまちづくりセミナー開催



北川町長に答申する小貫会長



新総合計画を考えるまちづくりセミナー

2月21日(日)14時から、甲良町公民館2階多目的ホールを会場に、甲良町新総合計画を考えるまちづくりセミナーが、議会議員、農業委員、民生児童委員のみなさんや区長、むらづくり委員長、分館長、農業組合長さん役場職員など、約80名の出席で、開催されました。

セミナーでは、甲良町総合計画審議会小貫会長から、北川町長へ答申書の手交のあと、答申にあたり、出された付帯意見について報告があり、町民と行政の継続したまちづくり学習の必要性について力説されました。

また、「甲良町新総合計画に期待するもの」と題して、東京農工大学大学院連合農学研究科長 千賀裕太郎先生から講演をいただきました。講演では、「笑顔で暮らせる豊かな農村」をめざし、農家はもちろんのこと多数を占めている非農家のみなさんに、新エネルギーや環境など新しい価値観のもとに、農村の恩恵が具体的に体感できる取り組みが重要ではないかなど示唆に富んだ話がされました。

図書館

図書館に行こう♪

もうすぐ春。冬物の片付けと一緒にお部屋もイメージチェンジですっきり！

家族みんなで Happy♪

『100円グッズでかんたん！
かわいい！収納&インテリア』

主婦と生活社
ゴチャつく、片付かない、狭く見える...そんなお部屋の悩みを「100円グッズ」で解消。



インテリアのマジックを教えます。

『狭くても広々暮らせる』

プロの技』
主婦の友社
すっきり見えない部屋の問題点をチェック。部屋を広く見せるとおきの技を詳しくご紹介します。



家の困ったを解消する。

『自分でできる
リフォーム&修繕大百科』

学習研究社
壁・床・天井から窓・ドア・水まわりまでわが家の困ったはこの1冊におまかせ！



とっておきの雑貨でおしゃれに。

『おしゃれでかわいい』

『大好きな雑貨と暮らしたい』
成美堂出版
大きな模様替えはチョット...と言う方にピッタリ！毎日使う物を少し工夫するだけでリラックス感抜群の部屋になります。



防犯対策講座

『狙われない防犯住宅』

日経BP社
暖かくなるとともに"ドロボー"も多くなるこの時期。狙われないためにも中から外からしっかり防犯しておきましょう！！



3月の催し物

3月7日(日) 14:00~
人形劇 とんと

3月13日(土) 11:00~
おはなし会

3月20日(土) 11:00~
絵本教室

3月27日(土) 14:00~
子どもえいが会
『こま撮りえいが こまねこ』
おもちゃ箱につまった、大切なおもちゃのような5つのおはなし。

3月28日(日) 14:00~
名作映画会 『虹をつかむ男』

監督：山田洋次 出演：西田敏行、吉岡秀隆 他
若者が出会った、映画を愛する人々。徳島県脇町のオンボロ映画館、そこには、夢があり、愛があふれていた...。山田洋次監督、西田敏行主演で贈る、人情あふれる人生賛歌。

☆☆☆お知らせ☆☆☆

子育て支援センターさんの活動写真展を引き続き展示いたしております。どうぞご覧下さい。また、絵本作家「長谷川義史さん特集」も同時に開催しております。是非おこし下さい。

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

最終回



サワディーカー SAWASDEE KAA 2年間お世話になりました
タッサニーヤーです

皆さん、2年間、本当にお世話になりました。この2年間で甲良町で色々な多文化共生に関する活動を行なうことができました。甲良町の皆さんが多文化のことを身近に感じられていただけなのであれば幸いです。これからも外国人の人権を尊重していただければ、とても嬉しいことです。来月から「サワディーカー タッサニーヤーです」はなくなります。2年間、本当にありがとうございました。

<学校のタイ料理給食>

ずっと前から、もし学校の給食で外国料理が一品でも子どもたちが味わえたら、子どもたちは多文化のことを感じられるだろうと思っていました。甲良町には75人の外国人がいます。ブラジル人、中国人、韓国人、フィリピン人、チリ人、ベトナム人などです。甲良町に住んでいる外国人の国のこと、食べ物、言葉を少し理解したら、お互いのことも少しでも分かるでしょうね。

1月25日に学校の給食は全品タイ料理でした。タイの子どもたちがこのような料理を食べていると甲良町の子どもに体験していただきました。甲良町の子どもたちは小さい時から、多文化の体験ができ、本当にうらやましく思いました。私もこんな小さい時から多文化の体験ができれば、いいなと思っています。

その日、給食センターの調理作業を体験させていただきました。すごくハードな作業だなと感じました。甲良町の子どもたちのため、頑張ってくださいって本当にありがとうございます。



給食調理を頑張っている皆さん



タイ料理給食説明



給食の様子

<西保育園の多文化紹介>

甲良町の学校もこれから外国人の子どもが増える傾向です。外国人の子どもは日本の文化をもちろん勉強しながら、日本の社会で生きていきます。一方で、日本側の皆さんも彼らの文化を勉強すべきだと思います。例えば、友達を作る時、友達を理解するだけではなく、お互いが理解しないと、いい友達になれないでしょうね。西保育園に彦根市役所の国際交流員の平田 エジナ 清美さんを招き、5歳の子どもに対してブラジルの紹介をしていただきました。ブラジルのお菓子もいただきました。小さい頃から多文化体験を楽しめてとてもいいですね。



ブラジルの子どもと一緒に



ブラジルのゲームを挑戦



ブラジルのお菓子を楽しむ

<ブラジル料理教室>

滋賀県はブラジル人が多く住んでいますね。ブラジルという国はどんな国なのか、食べ物はどんなものなのかなど、平田 エジナ 清美さんは西保育園と東保育園の他、一般の甲良町民に対する料理教室を通して、ブラジルの文化、料理、生活を教えてくださいました。甲良町民と外国人と一緒にブラジルの国のことを聞きました。楽しい多文化交流でした。では、コップ クン カー (ありがとうございました)



楽しくブラジル料理作り



多文化を超える交流



ブラジル写真を見ながら

お知らせ 町職員の給与と人事の運営状況をお知らせします

地方公務員法58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を公表します。
これは、町民皆さんに町職員給与などの実態を広く知っていただき、より一層のご理解が得られるよう行うものです。

給与の決まり方

一般職員の給与は国家公務員および近隣町とのバランスを考えたうえで、議会の審議を経て決まります。
特別職の報酬は、皆さんの中から選任された特別職報酬審議会の意見を聴いて、議会で議決されます。

職員数の管理について

事務の見直し、組織・機構の簡素化合理化などにより職員数を必要最小限に抑え、多様化する要望に対応していけるように適正な配置を心がけています。公表額は、税金や保険料などを差し引く前の額でいわゆる「手取り額」ではありません。

1 給与に関する状況

(1) 人件費の状況（平成20年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費 B/A
20年度	7,954人	3,336,926千円	78,044千円	900,182千円	27.0%

(2) 職員給与費の状況（平成20年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	102人	416,177千円	52,472千円	173,169千円	641,818千円	6,292千円

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外手当などが含まれます
○給与費には、町長・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない

(3) ラスパイレス指数の状況

年度	ラスパイレス指数	
	一般職	技能労務職
H21.4.1 現在	93.3%	102.3%
H20.4.1 現在	91.0%	102.3%
H19.4.1 現在	91.8%	99.5%

※ラスパイレス指数とは、地方公務員の給与水準を表したもので、国家公務員行政職の給与水準を100とした場合のものです。

2 一般職の給料初任給等の状況（平成21年4月1日）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	47.1歳	350,400円	395,000円	技能労務職	54.8歳	293,100円	312,570円

※給与＝給料＋時間外手当＋通勤手当＋扶養手当＋管理職手当

(2) 職員の初任給の状況

区分	学歴	甲良町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

	学歴	経験年数				
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
一般行政職	大学卒	263,000円	—	337,000円	374,000円	415,000円
	高校卒	—	271,500円	318,700円	346,200円	409,900円
技能労務職	高校卒	—	—	271,400円	294,800円	320,500円
	中学卒	—	—	—	295,800円	—

○経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合における採用後の年数

3 職員の手当の状況（平成21年4月1日現在）

(1) 期末・勤勉手当

	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月	0.75月分
12月期	1.60月	0.75月分
計	3.00月	1.50月分

①1人当たり平均支給額
20年度 期末手当 1,137千円
勤勉手当 567千円
②職制上の段階、職務の等級による加算措置あり

(2) 退職手当

	自己都合	定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
一人当たり平均支給額（H20年度）	26,988千円	

○退職手当は、県内の市町および一部事務組合で組織する滋賀県市町村職員手当組合の「滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例」に基づき支給
○退職手当1人当たり平均支給額は前年度に退職した職員に支給した平均額である

(3) 時間外勤務手当

平成20年度	総支給額	13,000千円
	支給対象職員一人当たり平均支給月額	22,569円

(4) 住宅手当

借家・借間（最高限度額）	月額	27,000円
持ち家（新築・購入から5年）	月額	2,500円
H20年度の支給実績		1,469千円
支給職員1人当たり平均支給月額		13,900円
支給職員割合		9.6%

(6) 通勤手当

自動車などの交通用具使用者

2 km 以上5 km 未満	月額	2,000円	5 km 以上10 km 未満	月額	4,100円
10 km 以上15 km 未満	月額	6,500円	15 km 以上20 km 未満	月額	8,900円
20 km 以上25 km 未満	月額	11,300円	25 km 以上30 km 未満	月額	13,700円
30 km 以上35 km 未満	月額	16,100円	35 km 以上40 km 未満	月額	18,500円
40 km 以上45 km 未満	月額	20,900円	45 km 以上50 km 未満	月額	21,800円
50 km 以上55 km 未満	月額	22,700円	55 km 以上60 km 未満	月額	23,600円
60 km 以上	月額	24,500円			

交通機関利用者

1月当たりの運賃が55,000円以下	全額支給
1月当たりの運賃が55,000円を超える	55,000円×支給単位月

H20年度の支給実績	3,862千円
支給職員1人当たり平均支給月額	3,700円
支給職員の割合	75.4%

(7) 管理職手当

支給職員割合	37.7%
支給職員1人当たり平均支給月額	40,100円

○管理職手当は、定められた職階により支給

(8) その他の手当

宿日直手当 1回 4,200円支給

4 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区分	給料・報酬の月額	期末手当
町長	660,000円	6月期 1.60月 12月期 1.75月 計 3.35月
副町長	558,000円	
教育長	530,000円	
議長	280,000円	
副議長	200,000円	
議員	177,000円	

退職手当支給率

町長	43%
副町長	26%
教育長	20%

※退職手当支給額＝報酬月額×支給率×在職月数

5 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主任	主査	課長補佐	課長主監	
職員数	1人	2人	15人	14人	10人	20人	62人
構成比	1.6%	3.2%	24.2%	22.6%	16.1%	32.3%	100%

○職員給与に関する条例にもとづく行政職給料表の級区分による職員数です。

6 職員数ならびに採用、退職および昇任の状況

(1) 部門別職員数の状況

部門	H20	H21	増減	
一般行政部門	議会	2	2	
	総務企画	25	25	
	税務	3	4	+1
	民生	33	32	△1
	衛生	9	9	
	労働	0	0	
	農林水産	7	6	△1
	商工	1	1	
	木工	3	3	
	小計	83	82	△1
特別行政部門	教育	22	20	△2
	小計	22	20	△2
普通会計計	105	102	△3	
公営企業等 会計部門	水道	3	3	
	下水道	4	3	△1
	その他	6	7	+1
	小計	13	13	
合計	118	115	△3	

(2) 職員の採用・退職者数

	町職員全体
採用	0
平成20年4月2日～平成21年3月31日	4
平成21年4月1日	4
合計	4
退職	1
平成20年4月2日～平成21年3月30日	6
平成21年3月31日	7
合計	7

(3) 異動および昇任

	主監	課長級	課長補佐級	主査	主任	一般職員級	合計
異動者数	2	7	1	6	4	7	27
昇格者数	1	4	5	5	5	4	24

7 職員の勤務時間など勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(21年度)

1週間の勤務時間	38時間45分		
1日の勤務時間	7時間45分		
	時間	開始時間	終了時間
勤務時間	—	8:30	17:15
休憩	60分	12:00	13:00

(3) 育児休業の取得状況(平成20年度)

男性	女性	計
0人	2人	2人

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成20年分)

総付与日数	3,052日
総取得日数	784日
対象職員数	78人
平均取得日数	10日
取得率	25.7%

○「対象職員」とは、平成20年1月1日～12月31日までの全期間を在職した一般行政職員で、当該期間の中途に採用された者、退職した者および当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員ならびに派遣職員を除く。

8 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成20年度)

勤務実績がよくない場合		心身に故障のため職務執行に支障がある場合		職に必要な確性を欠く場合		廃職または禍因を生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

休職処分の状況

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
0	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況(平成20年度)

免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0

9 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成20年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。
(1) 措置の要求 該当事案なし (2) 不服申立て 0件

10 人材育成に関する状況(平成20年度)

(1) 主な研修の実績等

(ア) 内部研修

名称	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
心の健康づくり	メンタルヘルスケアの基礎知識と自己チェック	113人
公務員倫理研修	公務員倫理の徹底について	121人
住民共同(自己啓発)研修	町民人権問題学習講座 人権尊重と部落解放をめざす町民のつどい	440人

(イ) 外部研修機関への派遣研修(滋賀県市町村職員研修センター等)

	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
一般研修	各階層で必要とされる地方自治の現状と課題の認識、行政執行上の知識・技術の習得、業務執行の意欲の向上および分権時代を担う行政のプロとしての能力、マネジメント能力ならびに政策形成能力の育成	10人
実務研修	実務に携わる担当者対象に、その実務に関する専門的な知識や技術を習得し、その職務遂行能力を高める	3人
研修指導者養成研修	研修の講師養成ならびに研修の推進の核となる職員を養成するとともに、受講する当該職員の資質向上を図る	1人
専門研修	技術職員として必要な専門知識の習得、技術の習得を図り職務遂行能力の向上を図る	6人

11 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成20年度)

名称	対象者	受診者件数	受診率
定期健康診断	全職員	101人	87.8%
生活習慣病予防検診	年齢・性別等により定める職員等	93人	90.3%

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および職員の互助会に関する条例(昭和43年条例第20号)に実施しています。事業は、財団法人市町村職員互助会、甲良町役場友協会等に委託しています。財団法人市町村職員互助会および甲良町役場友協会等は、会員の掛金および町の負担金、補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

(H20年度)	甲良町友協会	財市町村職員互助会
人数	会員 138人	加入 115人
年間町負担補助率	1人 5,000円	本棒×5/1000
年間町負担補助額	690,000円	2,321,074円
会員掛金率	本棒×1/100+1,500円	本棒×5/1000
会員掛金額	7,767,280円	2,320,375円
1人あたり掛金額	56,285円	20,117円

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数

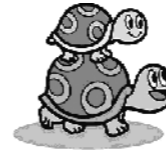
(平成20年度)

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	1件	0件	1件



平成22年度 甲良町乳幼児健診カレンダー

健診はお子さんの成長を知る大切なものですから、必ず受けるようにしましょう。
対象の月にこられなかった方は、翌月の健診日にお越しください。
☆健康診査に関するお問い合わせは
甲良町保健福祉センター ☎38-3314まで



1年間大切に保管してね!



	4か月健診 BCG予防接種	中期離乳食教 (試食があります)	10か月健診	
受付時間	13:00~13:30	9:30~10:00	13:30~14:00	
持ち物	母子手帳・質問票 BCG予診票	母子手帳・質問票	母子手帳・質問票	
平成21年 6月生			4月23日(金)	
7月生			5月28日(金)	
8月生			4月14日(水)	6月29日(火)
9月生			4月14日(水)	7月30日(金)
10月生			6月9日(水)	8月27日(金)
11月生			6月9日(水)	9月28日(火)
12月生	4月23日(金)	8月11日(水)	10月29日(金)	
平成22年 1月生	5月28日(金)	8月11日(水)	11月29日(月)	
2月生	6月29日(火)	10月13日(水)	12月20日(月)	
3月生	7月30日(金)	10月13日(水)	23年 1月28日(金)	
4月生	8月27日(金)	12月8日(水)	2月28日(月)	
5月生	9月28日(火)	12月8日(水)	3月28日(月)	
6月生	10月29日(金)	23年 2月9日(水)		
7月生	11月29日(月)	2月9日(水)		
8月生	12月20日(月)			
9月生	23年 1月28日(金)			
10月生	2月28日(月)			
11月生	3月28日(月)			

実施場所：甲良町保健福祉センター

※日程については、変わることがありますので広報こうらをご確認のうえ、お越しください。

	1歳6ヶ月健診	2歳6ヶ月健診	3歳6ヶ月健診 (視力検査・検尿を実施します)														
受付時間	13:00~13:30	9:30~10:00	13:00~14:00														
持ち物	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ														
平成19年9月生		5月20日(木)	平成18年9月生 4月7日(水)														
10月生		5月20日(木)	10月生 4月7日(水)														
11月生		7月15日(木)	11月生 6月2日(水)														
12月生		7月15日(木)	12月生 6月2日(水)														
平成20年1月生		9月16日(木)	平成19年1月生 8月4日(水)														
2月生		9月16日(木)	2月生 8月4日(水)														
3月生		11月18日(木)	3月生 10月6日(水)														
4月生		11月18日(木)	4月生 10月6日(水)														
5月生		23年1月20日(木)	5月生 12月1日(水)														
6月生		1月20日(木)	6月生 12月1日(水)														
7月生		3月17日(木)	7月生 23年2月2日(水)														
8月生		3月17日(木)	8月生 2月2日(水)														
9月生	4月21日(水)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">子育て相談 毎月第1火曜日 9時30分~11時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月6日(火)</td> <td>10月5日(火)</td> </tr> <tr> <td>5月11日(火)</td> <td>11月2日(火)</td> </tr> <tr> <td>6月8日(火)</td> <td>12月7日(火)</td> </tr> <tr> <td>7月6日(火)</td> <td>平成23年 1月11日(火)</td> </tr> <tr> <td>8月3日(火)</td> <td>2月1日(火)</td> </tr> <tr> <td>9月7日(火)</td> <td>3月1日(火)</td> </tr> </tbody> </table>		子育て相談 毎月第1火曜日 9時30分~11時		4月6日(火)	10月5日(火)	5月11日(火)	11月2日(火)	6月8日(火)	12月7日(火)	7月6日(火)	平成23年 1月11日(火)	8月3日(火)	2月1日(火)	9月7日(火)	3月1日(火)
子育て相談 毎月第1火曜日 9時30分~11時																	
4月6日(火)	10月5日(火)																
5月11日(火)	11月2日(火)																
6月8日(火)	12月7日(火)																
7月6日(火)	平成23年 1月11日(火)																
8月3日(火)	2月1日(火)																
9月7日(火)	3月1日(火)																
10月生	4月21日(水)																
11月生	6月16日(水)																
12月生	6月16日(水)																
平成21年1月生	8月18日(水)																
2月生	8月18日(水)																
3月生	10月20日(水)																
4月生	10月20日(水)																
5月生	12月15日(水)																
6月生	12月15日(水)																
7月生	23年2月16日(水)																
8月生	2月16日(水)																



包括支援センター **基本チェックリストの提出はお済みですか？**

65歳以上の皆さんへ！！

65歳以上の方（要支援・要介護の認定を受けている方は除きます。）に、地域包括支援センターから基本チェックリストを送らせていただいています。基本チェックは、生活機能の衰えているところを早めに知り、衰えてしまう前に維持・向上のための介護予防に取り組むために行うものです。基本チェックリストが届いた方は、本人または家族の方が記入の上、必ず提出して下さるようお願いいたします。

～自分の生活機能の状態を知るために、必ず基本チェックリストを回答しましょう！～



このような状態は、生活機能が低下している状態になります。

基本チェックリストではこんなことをみています！

- ・運動機能の低下がないか
- ・低栄養状態になっていないか
- ・口腔機能が衰えていないか
- ・認知症の予防が必要か
- ・うつ予防が必要か
- ・閉じこもり状態になっていないか

※この様な状態のままですと、生活機能が衰えて、要介護の状態になる可能性があります。

=3月25日(木)までに、必ず提出を済ませてください！=

★一般高齢者介護予防事業

★転倒予防教室のお知らせ★

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じている方。
運動を通じて、健康維持につとめたいと考えておられる方。
3月の転倒予防教室のテーマは「修了式」です。
開催日：5日（金）
13：30～15：00 保健福祉センター 1階 多目的研修室
参加費：1回 200円（送迎を希望される方は、1回100円で利用できます）
※参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。

【問合先】保健福祉センター内 地域包括支援センター ☎38-5161

包括支援センター **～認知症になっても安心して暮らせる町づくり～**

シンポジウムを開催しました！

2月13日（土）、甲良町保健福祉センターで『認知症になっても安心して暮らせる町づくり』のシンポジウムを開催しました。約80名の方の参加で、認知症に伴う金銭トラブルを始め、老後の金銭管理などについて学び、考える機会となりました。

キャラバンメイトによる寸劇のビデオ鑑賞では、笑いが起こる中で「あるある。」といった声も聞かれ、身近なこととして感じている方もおられました。

《シンポジウム様子》



（寸劇鑑賞）



（グループワーク風景）



（講師：NPO法人あさがお 権利擁護・成年後見支援事業 相談員 山本留美さん）

後半では、「認知症になってもあなたの財産は守れます」をテーマに、NPO法人あさがおから講師をお迎えし、成年後見制度について詳しく紹介をうけました。自分が生きている間に、自分の財産をどうしていくか、考える機会になりました。

成年後見制度については、広報9月号にも詳しく掲載されています。甲良町でも、4人に1人が65歳以上となっていますが、その中でも認知症は身近な病気です。認知症については、認知症キャラバンメイトがサポーターを養成するための出前講座を行っています。お問い合わせは甲良町地域包括支援センター（電話：38-5161）までどうぞ。

税務課

地方税の延滞金について。。。◎

地方税の延滞金は、納付期限内に納入がないときに課せられるものです。納期限までに税金を納付されないときは、それぞれ納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年14.6%が徴収されます。ただし、納期限の翌日から1ヶ月経過するまでの期限については年4.3%を乗じて計算した延滞金を徴収します。

ちなみに、※注 平成21年中の1ヶ月経過するまでは4.5%、平成22年中は4.3%です。

【延滞金の計算式（例）】

平成21年度の町県民税第1期分（納期は6月30日）50,000円が未納で、平成22年3月31日に納めた場合の延滞金は、次のようになります。

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日まで
 $50,000 \times \frac{4.5}{100} \times \frac{31}{365} = 191円$

(2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後
 $50,000 \times \frac{14.6}{100} \times \frac{243}{365} = 4,860円$

(1) + (2) = 5,051円・・・1,000円未満の端数がある場合は、切捨てになるので、5,000円の延滞金が徴収されます。

納期限内に納めないと14.6%の高い率で計算され無駄な出費につながり、かなりの負担増になります。きちんと納期限内に納めましょう。

【問合先】 甲良町役場 税務課 ☎38-5064

お知らせ **後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ**

**平成22・23年度の
後期高齢者医療制度の保険料率が決定しました**

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。
医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、保険料率を
改正します。ご理解いただきますようお願いいたします。

●平成22・23年度の保険料率（年額）

区 分	保険料率	
	現 行 (平成20・21年度)	改正後 (平成22・23年度)
被保険者均等割額	38,175円	38,645円
所得割率	6.85%	7.18%

※「所得割額」の計算方法・・・総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

年金から保険料をお支払いいただいている方は…

- 平成22年10月の年金からのお支払い分から支払額が変更されます。
- 平成22年4、6、8月の年金からのお支払いいただく保険料の額は、現在と同額です。
※一部、変更となる方もおられます。
- 平成22年7月頃に、新しい保険料の額を、被保険者の皆様一人一人に郵便にてお知らせいたします。

口座振替や納付書により保険料をお支払いいただいている方は…

- 新しい保険料は、平成22年7月のお支払い分より適用されます。
- 平成22年7月頃に、新しい保険料の額を、被保険者の皆様一人一人に郵便にてお知らせいたします。

保険料が軽減される場合

- 平成21年度に引き続き、下記のとおり保険料が軽減されます。
(所得の低い方の軽減)
- 世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、均等割額が世帯の所得水準に合わせて「9割・8.5割・5割・2割」のいずれかの割合で軽減されます。
 - 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。
(職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減)
 - 資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額は免除されます。

詳しくは 甲良町保健福祉課 または 滋賀県後期高齢者医療広域連合まで
TEL 077-522-3013 〒520-0044 大津市京町四丁目3-28
ホームページ <http://www.shigakouiki.jp/>

滋賀県後期高齢者医療広域連合は、県内全市町で構成されており、後期高齢者医療制度を運営しています

【問合先】甲良町保健福祉課 福祉グループ ☎38-5151

保健福祉課 **平成22年4月から肝臓機能障害による
身体障害者手帳が交付されます。**

対象者 ○認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
○肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

手続き 申請書、診断書、写真（たて4cm×横3cm）を
お住まいの市町村の担当窓口へ提出してください。
※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限りです。
※市町村によって、提出書類が異なる場合があります。

【認定基準】

主として肝臓機能障害の重症度分類である Child-Pugh 分類によって判定します。
3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。
ただし、診断前の6ヶ月間にアルコールを摂取している方等は対象とはなりません。
※ Child-Pugh 分類
肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値に
よって肝臓機能障害の重症度を評価します。

詳しい手続き方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては、保健福祉課の担当窓口までお問い合わせください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

児童扶養手当

児童扶養手当は父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母などに対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

○ 児童扶養手当が支給される場合

手当を受けることができる方は、次のいずれかに該当する児童（18歳の年度末まで、または20歳未満で中度以上の障害のある児童）を養育している母、又は養育者です。

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
 - ②父が死亡した児童
 - ③父が重度の障害の状態にある児童
 - ④父の生死が明らかでない児童
 - ⑤父に1年以上遺棄されている児童（DV被害者含む）
 - ⑥父が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- 注意：上記の要件に当てはまる方でも、手当が支給されない場合があります。

○ 手当が支給されない場合

- ①母が婚姻したとき（内縁関係、同居含む）
- ②児童や母または養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く）や遺族補償を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ④児童が障害の父に支給されている公的年金の額の加算の対象となっていないとき
- ⑤児童や母または養育者が日本国内に居住していないとき
- ⑥児童が父と生計を同じくしているとき

⑦平成15年4月1日時点において、離婚等の支給要件に該当してから5年が経過し、請求していないとき

○ 児童扶養手当の額

- ・児童が1人の場合
全部支給 42,720円
一部支給 41,710円～9,850円
- ・児童が2人目 5,000円加算
- ・3人目以降の児童 3,000円加算

※所得制限があり、支給額は所得に応じて決定されます。

特別児童扶養手当

子どもの健やかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障害のある子どもを家庭で監護している父もしくは母などに対し支給される手当です。

○ 手当が支給される場合

20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障害のある児童を家庭で育てている方

○ 手当が支給されない場合

- ①児童や父もしくは母、又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入園は除く）に入所しているとき

○ 手当の額（月額・1人分）

- 1級（重度障害） 50,750円
- 2級（中度障害） 33,800円

※所得制限が設けられています。

【問合先】保健福祉課（保健福祉センター内 1階） ☎8-5151

子育て支援センター ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん！

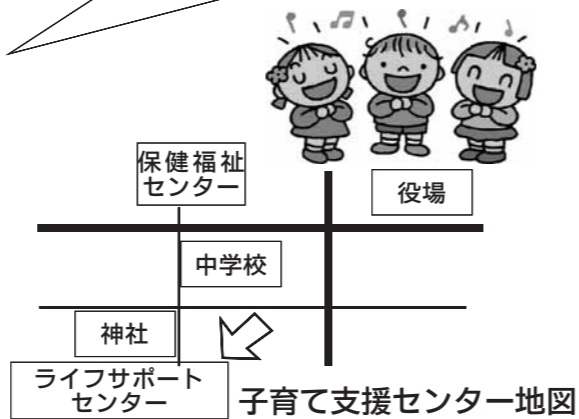


3月1日から
子育て支援センターは 下之郷へ移転します。

子育て支援センターは、新しい複合施設（甲良町地域介護福祉空間施設）「ライフサポートセンター」の中で新たな事業をスタートします。これからも、お子さんといっしょに ほっとできる場所として、新しくなった支援センターへみなさんお誘い合わせのうえ お気軽にご利用ください。お待ちしております。



一時預り事業は4月から
東保育センターから支援センターへ
移転します。



子育てサークル協議会からのお知らせ

親子運動あそび

日時 3月9日（火）
10時から11時30分
場所 子育て支援センター
持ち物 タオル お茶
対象 未就園のお子さんとその保護者さん
内容 親子で楽しく体を動かしましょう

新しい
支援センター
です！

キッズいわきさんの研修会

日時 3月30日（火）
10時から11時30分
場所 甲良町公民館
対象 未就園のお子さんとその保護者さん
内容 子どもにとってのおもちゃや子育てについて
いわきさんの楽しいお話をみなさんと学習しましょう。

3月のサークルひろば

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	2日(火) 15日(月)	9:30~11:30	支援センター
ひまわり	5日(金) 19日(金)	10:00~11:30	呉竹センター

※サークルに参加される方は、お茶をご持参ください。
当日の参加もいいですよ。

4月のサークルひろば（予定）

サークル名	実施日	時間	場所
あおぞら	日程 調整中	9:30~11:30	支援センター
ひまわり	2日(金) 16日(金)	10:00~11:30	呉竹センター

【問合せ】 子育て支援センター（ほっと館） ☎38-8003

交通安全 交通ルール・マナーを守りましょう

新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動

期間 3月15日（月）～4月15日（木）

- 運動の重点
- ① 新入学（園）児に対する交通安全教育・指導の徹底
 - ② 子どもを守る安全運転の励行
 - ③ 通学・通園路の安全確保の推進
 - ④ 高齢者の交通事故防止

子どもを交通事故から守るために
おとうさん、おかあさんへ

- ① いっしょに通学路を歩いてみましょう！
- ② 止まる・見る・待つ を習慣に！
- ③ 余裕を持って、送り出してあげましょう！



ボランティア 学校支援ボランティアとして
（地域の皆さんへのメッセージ）

学校支援ボランティアとは…

町内の各学校の教育活動に、地域の方々がボランティアとして参加していただく活動です。町民の皆さんの、長年培われた経験や技術・技能を子どもたちのために提供していただき、豊かな教育環境をつくることを目指しています。資格や免許は必要ありません。できることで結構です。将来を担う子どもたちのために、少し力をお貸しいただき、地域ぐるみで子どもたちを育てていきましょう。

具体的には…

- ・お花やお茶の指導ができます
- ・読み聞かせには自信があります
- ・裁縫や手芸が得意です
- ・虫や魚のことなら教えられます
- ・テニスやバスケットをやっています
- ・花壇や畑づくりなららせて
- ・甲良町の歴史をよく知っています

などなど

活動はいつするの？

学校から要請があったときです。
（1度もない場合もあります）

活動場所はどこですか？

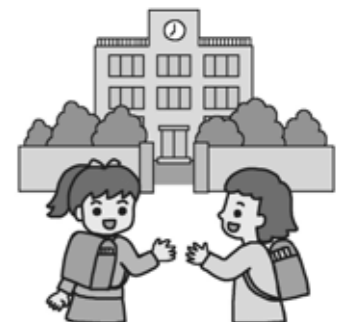
町内の小中学校です

資格は必要ですか？

特に必要ありません。

交通費などは支給されるの？

交通費の支給はありません。
活動にかかる費用は、相談となります。



※学校支援ボランティアの趣旨をご理解いただき、多数の皆様の登録をお待ちしています。

【申込・問合せ】 甲良町教育委員会 ☎38-3315 FAX38-4336 担当 植田・内堀

お知らせ ～水田農家の皆さまへ～

戸別所得補償モデル対策が 4月からスタートします。

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策がセットで行われます。

自給率向上事業

水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆様に主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

米のモデル事業

米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆様に、主食用米の作付面積10アールあたり1万5千円を定額交付します。米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。

加入申し込み・支払時期

交付金を受け取るためには、加入申込書、交付申請書などの提出が必要になります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払います。加入の申し込みは4～6月、交付金の支払いは、12月～3月になります。

詳しい制度の内容は、最寄りの国、県、市町、JA等の農業関係機関へお問い合わせ下さい。もしくは、農林水産省ホームページをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html

【お問い合わせ先】近畿農政局滋賀農政事務所 農政推進課 TEL: 077-522-4273
地域第二課 TEL: 0749-52-5890

お知らせ 「藤堂高虎をNHK大河ドラマに」誘致おこなう！

甲良町の三大偉人のひとり「藤堂高虎」をNHKの大河ドラマの主演にとりあげてもらおうと、去る2月10日に、津市の「NHK大河ドラマ『藤堂高虎』を誘致する会」が中心となり、松田直久津市長、津市、伊賀市の関係者など一行が東京都渋谷区のNHKを訪れ、誘致活動をおこないました。

甲良町からは北川豊昭町長が参加し、出生の地として高虎に対する熱い思いを訴えてきました。誘致活動は今回で5回目となります。現在約30件の大河ドラマの誘致活動がNHKに寄せられているとのことですが、回を重ねてきた成果により夢の実現に着実に進んでいる印象を受けました。関係する団体が手を取り、今後も活動を続けていくこととなります。



5月8日(土) 高虎サミット開催！！

甲良町においては、5月8日(土)に在土八幡神社一帯で、「高虎サミット」を開催します。ゆかりの地からご当地キャラクターの出演や物産展、楽しいイベントなどを予定しています。詳細はチラシなどでお知らせしますが、皆様ぜひ、ご来場ください。

【問合せ先】甲良町役場 産業振興課 ☎38-5069

年金 ～年金からのお知らせ～

こんなときにはこんな手続きを！

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。

次のいずれかに該当するときは、市役所・町役場の国民年金担当課(係)または年金事務所への手続きが必要です。

届出を忘れて、保険料を納めていないと、将来に受給する年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できない場合があります。ご注意ください。

○20歳になったとき(誕生日の前日)

…会社員(厚生年金の加入者)、公務員(共済年金の加入者)等を除きます。

○会社等を退職したとき

…被扶養配偶者がいる場合は配偶者の方の届出も必要です。

○第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき

…収入が増えたとき、離婚したとき等

○住所、氏名が変更になったとき

国民年金被保険者の種別

第1号被保険者…自営業者・学生等、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方

第2号被保険者…厚生年金保険・共済年金に加入している方で原則65歳未満の方

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

【問合せ先】彦根年金事務所 ☎23-1114

防災 消防署だより 犬上分署 (TEL 38-3130)

「消防団活動への理解と協力の呼びかけ」

≪地域の安全と安心を守る消防団≫

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している人達が集まる、市町村の消防機関の一つであり、ほとんどすべての市町村に設置されています。

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も併せ有し、火災発生時にいち早く現場へ駆け付け消火などの活動を行うなど地域における消防防災の要として重要な役割を果たしています。

また、平常時においても、訓練のほか警戒・広報活動等に従事し、消防防災力の向上や地域コミュニティの活性化に貢献しています。さらに、年々増加する女性消防団員が、その能力を活かして活躍しています。

≪消防団活動に対する理解と協力のお願い≫

安全・安心に暮らすことが出来る地域社会を構築するには、皆様に消防団とその活動に対する御理解と御協力をいただくことが重要です。特に、その家族や勤務先の方々をはじめとする皆様の御理解と御協力が得られてはじめて消防団は、地域と一体となった活動を行うことができます。

地域の安全と安心を守るため、消防団とその活動に対する一層の御理解と御協力をお願いします。また、各地域で活躍する消防団に、あなたの参加をお待ちしております。



お知らせ 彦根犬上広域行政組合が新しく
「彦根愛知犬上広域行政組合」に変わります

彦根犬上広域行政組合は、彦根市、豊郷町、甲良町および多賀町の1市3町により、火葬場（紫雲苑）および一般廃棄物最終処分場（中山投棄場）の運営を共同で処理する目的で設置されている一部事務組合ですが、平成22年3月から、新たに愛荘町が加入した1市4町の構成となり、組合の名称が「彦根愛知犬上広域行政組合」に変わります。

共同処理する事務は、次の表のとおりで、**火葬場および一般廃棄物最終処分場に関することはこれまでと変わりませんが**、「新しいごみ処理施設の設置等に関すること」について、愛荘町が加入した1市4町により、新たに組み込んでいくこととなりました。

共同処理する事務	関係市町
(1) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町
(2) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務	多賀町
(3) 新しいごみ処理施設（共同でごみ処理を行うために新たに建設する施設）の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町

自衛官募集について

募集種目	応募資格	受付時期	試験日
自衛隊幹部候補生	平成23年4月1日現在 大学卒業（見込み含む） 22歳以上26歳未満の方 大学院卒業（見込み含む） については、28歳未満	平成22年4月 1日 ～ 平成22年5月10日	1次試験 平成22年5月15・16日 2次試験 平成22年6月15～17日
自衛隊一般曹候補生 （第1回）	平成23年4月1日現在 18歳以上27歳未満の者	平成22年4月 1日 ～ 平成22年5月10日	1次試験 平成22年5月22日 2次試験 平成22年6月23～28日
予備自衛官補	平成22年7月1日現在 18歳以上34歳未満の者	平成22年1月12日 ～ 平成22年4月 9日	平成22年4月17～19日

【問合せ先】彦根市旭町1-24 田中ビル2nd1F 自衛隊彦根地域事務所
TEL: 0749-26-0587 (FAXも同じです)
HP: <http://www.mod.go.jp/pco/shiga/> Mail: biwahiko@alto.ocn.ne.jp

ひとのうごき

()内は前月との比較 H22年2月1日現在

	総人口		0～15歳未満	15歳以上～65歳未満	65歳以上
男	3,792	(-16)	534	2,441	817
女	4,164	(-14)	539	2,443	1,182
合計	Ⓢ7,956	(-30)	1,073	4,884	Ⓐ1,999
世帯数	2,485	(-2)	ⓐ÷Ⓢ=高齢化率25.13% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

プール & お風呂 温水プール・香良の湯カレンダー
利用案内 <http://www.izumi21.co.jp/koura/indexpage.htm>

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 休館日	3 教室日	4	5 教室日	6 教室日
7	8	9 休館日	10 教室日	11	12 教室日	13 教室日
14	15	16 休館日	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日
21	22	23 休館日	24 教室日	25	26 教室日	27 教室日
28	29	30 休館日	31	■ 休館日		

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 教室日	3 教室日
4	5	6 休館日	7 教室日	8	9 教室日	10 教室日
11	12	13 休館日	14 教室日	15	16 教室日	17 教室日
18	19	20 休館日	21 教室日	22	23 教室日	24 教室日
25	26	27 休館日	28 教室日	29	30	

■ 休館日

温水プール一般開放

時間 13時～21時（日曜日は20時まで）
※保護者同伴でない中学生以下は19時まで
入場料 大人 500円
中人 300円（中学生）
小人 200円（5歳～小学生）
※4歳以下は無料です
※障害者手帳をお持ちの方と、介助者1人は上記入場料の半額です。
※甲良町在住の65歳以上の方は、上記入場料の半額でご利用いただけます。

香良の湯

受付時間 12時45分～20時（20時30分には閉場）
入浴料 大人 250円（中学生以上）
小人 150円（小学生）
※障害者手帳等をお持ちの方は割引があります。

シルバーデイ

金曜日は、甲良町内にお住まいの65歳以上の方に限り、無料になります。
※確認をさせていただきますので、ご協力をお願い致します。

問合せ先 温水プール・香良の湯 ☎38-5155

せせらぎ農産物直売所

<営業日時> 毎週木曜日～火曜日 9時～12時
<電話番号> 38-2744
スタンプカード（500円＝1点）で20点集めて
素敵なプレゼントを進呈中

サラ金・クレジット・過払い請求
借金問題
勇気を出してご相談下さい！
あい湖司法書士事務所
☎0120-001-694 **秘密厳守**
相談無料
草津市渋川1丁目9番41号 JR草津駅徒歩5分
司法書士/ 飛渡 あい子・飛渡 貴之 月～土 9:00～19:00

お知らせ パスポートセンター
『米原出張窓口』3月のお休み

3月23日（火）は県立文化産業交流会館の休館日のため、米原出張窓口はお休みです。申請には平日の火、水、木曜日にお越し下さい。
なお、大津の窓口（ピアザ淡海1階、大津市におの浜1丁目1-20）は、土曜日・日曜日・祝日を除き、通常どおり申請受付業務を行っています。
【問合せ先】滋賀県パスポートセンター 村田
TEL077-527-3323 FAX077-527-3329

行政相談日（第2火曜日）

3月9日（火）10時から12時
保健福祉センター2階相談室
相談内容 ①医療保険・年金
②道路 ③生活保護
④郵政 ⑤雇用 など

お知らせ 人口動態職業・産業調査にご協力を

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻および離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いすることとしております。なお、死亡届には、あわせて産業の記入もお願いしております。
調査結果は、今後の厚生労働行政の基礎資料として活用いたします。
本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。
【調査期間】
平成22年4月1日～平成23年3月31日
【調査対象者】
出生届・死亡届・死産届・婚姻届および離婚届の届出をされる方々
【問合せ先】
甲良町総務課住民グループ TEL38-5063

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

3月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
2歳6ヶ月健診	18日(木)	9:30~10:00	H19年7月8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	23日(火)	13:00~13:30	H21年11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	23日(火)	13:30~14:00	H21年5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

4月前半分(会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
子育て相談	6日(火)	9:30~11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する 相談を行います	母子手帳
3歳6ヶ月健診	7日(水)	13:00~14:00	H18年9月10月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
ポリオ予防接種	13日(火)	13:15~14:00	平成21年10月31日以前に生まれた児 7歳6ヶ月未満で2回接種でない児	母子手帳・予診票
中期離乳食教室	14日(水)	9:30~10:00	H21年8月9月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

お知らせ

甲良町保健福祉センターでは 運動教室を開催しています！！

内臓脂肪を燃焼させ、基礎代謝を高める効果的な運動を行います。

老若男女、様々な方に幅広く参加していただいています。
ご都合のよい日にご参加ください。

※参加料：無料

持ち物：運動のできる服装、汗拭きタオル、
水分補給のための飲み物

日 程	時 間
3月 3日(水)	午後1時30分~3時
3月 4日(木)	午後7時30分~9時(夜間)
3月10日(水)	午後1時30分~3時
3月19日(金)	午前10時~11時30分
3月24日(水)	午後1時30分~3時
3月31日(水)	午後1時30分~3時

■ 問合先 保健福祉センター保健グループ(保健師) ☎38-3314/38-5151 ■

2010年(平成22年)3月号
通巻第365号

発行/甲良町総務課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町在土 353-1

TEL. 0749-38-5061

FAX. 0749-38-5072

E-mail/somuka@town.koura.shiga.jp

窓口業務時間の延長日は3月12日(金)・26日(金)
午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

- ①住民票
- ②戸籍(婚姻・出生・死亡など)
- ③印鑑登録・証明など

閉庁時間帯(休日・勤務時間外)

戸籍の届出のみ
<関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますので
ご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。 例) 免許証、パスポートなど

問合先 総務課 住民グループ ☎38-5063